自家用自動車の使用禁止処分

鹿児島運輸支局長は、貨物自動車運送事業法に違反した次の者について、自家用自動車の使用禁止を命じました。

処分年月日	違反者	処分内容	主な違反条項	違反行為の概要
令和８年９月２９日	株式会社煌大 法人番号：5340001027029	６０日	貨物自動車運送事業法 第３条違反	一般貨物自動車運送事業の無許可経営